

「電気用品安全法に基づく販売事業者の業務に関する報告の徴収等に関する事務」一覧

5 販売事業者の業務に関する報告の徴収等に関する事務

【下関市】 窓口：下関市産業振興課 083-232-7214  
 【宇部市】 窓口：宇部市市民活動課 0836-34-8126  
 【山口市】 窓口：山口市消費生活センター 083-934-2926  
 【萩市】 窓口：萩市市民活動推進課 0838-25-3373  
 【防府市】 窓口：防府市広報広聴課 0835-25-2129  
 【下松市】 窓口：下松市生活安全課 0833-45-1827  
 【岩国市】 窓口：岩国市商工振興課 0827-29-5110  
 【光市】 窓口：光市商工観光課 0833-72-1519  
 【長門市】 窓口：長門市市民活動推進課 0837-23-1115  
 【柳井市】 窓口：柳井市商工観光課 0820-22-2111 内線363  
 【美祢市】 窓口：美祢市商工労働課 0837-52-5224  
 【周南市】 窓口：周南市商工振興課 0834-22-8373  
 【山陽小野田市】 窓口：山陽小野田市生活安全課 0836-82-1133

(1) 報告徴収に関すること

電気用品安全法	第45条第1項	報告の徴収
---------	---------	-------

(2) 立入検査等に関すること

電気用品安全法	第46条第1項	立入検査
電気用品安全法	第46条の2第1項	電気用品の提出命令
電気用品安全法	第46条の2第2項	命令により生じた損失補償